

国自技環第81号の3
令和6年10月1日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

別添

国自技環第 8 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 日

各地方運輸局長 殿

物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成 2 9 年 7 月 3 日付け自技第 4 9 号）別添「基準緩和自動車の行政処分等要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

改 正 後	改 正 前
第 1 (略) 第 2 用語 この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の<u>認定要領（以下「認定要領」という。）</u>第2に定めるところによるほか、次によるものとする。 第 3 (略) 第 4 違反点数の取扱い 1 (略) 2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を<u>付す</u>ものとする。 3 (略) 4 基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累積違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。<u>ただし、違反点数のうち、別表第1第5項による違反が複数台あった場合の累積違反点数は1台分のみとする。</u>	第 1 (略) 第 2 (略) この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の<u>認定要領</u>第2に定めるところによるほか、次によるものとする。 第 3 (略) 第 4 違反点数の取扱い 1 (略) 2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を<u>付する</u>ものとする。 3 (略) 4 基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累計違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（**認定要領に定める基準緩和認定変更届出**）として扱うことができるもの）であって、保安基準第55条第7項に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。

①～② (略)
(5) (略)

第5 (略)

第6 基準緩和の認定の取消処分

1 (略)

2 第4第3項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。

ただし、認定要領第10で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し**第5第2項**により指導するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が必要**第2第4第3項**の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。

第7 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（**基準緩和認定変更申請として扱うことができるもの**）であって、**保安基準第55条第7項**に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。

①～② (略)
(5) (略)

第5 (略)

第6 基準緩和の認定の取消処分

1 (略)

2 第4第3項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。

ただし、認定要領第10で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し**第5**により指導するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が必要**第2第1第3項**の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。

第7 (略)

別表1 (違反行為及び違反事項別の基礎点数)

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1 (略)	(略)	(略)
	2 (略)	(略)	(略)
	3 (略)	(略)	(略)
	4 (略)	(略)	(略)
	5 認定要領第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和認定の申請を行わなかった	11点	
	6 2から5以外の基準緩和自動車条件及び制限事項違反(※3)	(略)	

別表1 (違反行為及び違反事項別の基礎点数)

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1 (略)	(略)	(略)
	2 (略)	(略)	(略)
	3 (略)	(略)	(略)
	4 (略)	(略)	(略)
	5 (新設)	(新設)	
	5 2及び3以外の基準緩和自動車条件及び制限事項違反(※3)	(略)	

文書警告後の改善未実施 虚偽による保安基準緩和認定申請 により認定を受けた場合		7 (略)	8 (略)	(略)	(略)
(※1) (略)	(※2) (略)	(※3) (略)			

別表第2～5 (略)

様式第1 (基準緩和の認定の取消通知書の例)

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書		事業者名 代表取締役		□□ □□ 殿	〇〇第〇〇〇〇号
貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。 なお、おつて〇〇運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第52条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。 また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても遅滞なく抹消されたい。					
記					
1. 保安基準緩和認定自動車 (1)自動車登録番号：〇〇〇〇 (2)車名・型式：〇〇・〇〇 (3)車台番号：〇〇〇〇 (4)認定日・番号：<u>(和暦)</u>〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号 (5)使用の本拠の位置：〇〇県〇市〇〇〇〇 2. 違反事項 3. 取り消し日 <u>(和暦)</u>〇年〇月〇日 4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置 基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自投第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.(1)が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。 (※4. は、累積違反点数が55点以上の場合に付記する。) 5. 累積違反点数 〇〇〇点					
<u>(和暦)</u> 〇年〇月〇日					

文書警告後の改善未実施 虚偽による保安基準緩和認定申請 により認定を受けた場合		6 (略)	7 (略)	(略)	(略)
(※1) (略)	(※2) (略)	(※3) (略)			

別表第2～5 (略)

様式第1 (基準緩和の認定の取消通知書の例)

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書		事業者名 代表取締役		□□ □□ 殿	〇〇第〇〇〇〇号
貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。 なお、おつて〇〇運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第52条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。 また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても遅滞なく抹消されたい。					
記					
1. 保安基準緩和認定自動車 (1)自動車登録番号：〇〇〇〇 (2)車名・型式：〇〇・〇〇 (3)車台番号：〇〇〇〇 (4)認定日・番号：平成〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号 (5)使用の本拠の位置：〇〇県〇市〇〇〇〇 2. 違反事項 3. 取り消し日 平成〇年〇月〇日 4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置 基準緩和認定要領（平成9年9月〇日公示第〇号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.(1)が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。 (※4. は、累積違反点数が55点以上の場合に付記する。) 5. 累積違反点数 〇〇〇点					
平成〇年〇月〇日					

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内又は処分の日から1年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

事 業 者 名
代表取締役 ☐☐☐ 殿

〇〇運輸局長（支局長）〇〇 〇〇

〇〇第〇〇〇号
（和暦）〇年〇月〇日

勅 告 書

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和暦）〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

1. 保安基準緩和認定自動車
(1)自動車登録番号：〇〇〇〇
(2)車名・型式：〇〇・〇〇
(3)車台番号：〇〇〇〇
(4)認定日・番号：（和暦）〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

2. 違反事項
別紙とおり（別紙（例）参照）

3. 累積違反点数 〇〇〇点

4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内又は処分の日から1年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

事 業 者 名
代表取締役 ☐☐☐ 殿

〇〇運輸局長（支局長）〇〇 〇〇

〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

勅 告 書

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

1. 保安基準緩和認定自動車
(1)自動車登録番号：〇〇〇〇
(2)車名・型式：〇〇・〇〇
(3)車台番号：〇〇〇〇
(4)認定日・番号：平成〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

2. 違反事項
別紙とおり（別紙（例）参照）

3. 累積違反点数 〇〇〇点

4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.（1）が所属する営業所（事業場）において本報告日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
（※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。）

（日本産業規格A列4番）

様式3－1（初回又は2回目の警告書の例）

基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.（1）が所属する営業所（事業場）において本報告日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
（※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。）

（日本産業規格A列4番）

事業者名
代表取締役

〇〇 〇〇 殿

〇〇第〇〇〇号
(和暦)〇年〇月〇日

〇〇運輸局長（支局長） 〇〇 〇〇

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を(和暦)〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第5.5条第6項3号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。
また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により(和暦)〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと思われる場合は、報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

1. 保安基準緩和認定自動車
(1)自動車登録番号：〇〇〇〇
(2)車名・型式：〇〇・〇〇
(3)車台番号：〇〇〇〇
(4)認定日・番号：(和暦)〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

2. 違反事項 別紙のとおり（別紙（例）参照）

3. 累積違反点数 〇〇〇点

4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.（1）が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
（※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。）

基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.（1）が所属する営業所（事業場）において本報告日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
（※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。）

（日本産業規格A列4番）

様式3－1（初回又は2回目の警告書の例）

事業者名
代表取締役

〇〇 〇〇 殿

〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇運輸局長（支局長） 〇〇 〇〇

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第5.5条第6項3号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。
また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により平成〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと思われる場合は、報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

1. 保安基準緩和認定自動車
(1)自動車登録番号：〇〇〇〇
(2)車名・型式：〇〇・〇〇
(3)車台番号：〇〇〇〇
(4)認定日・番号：平成〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

2. 違反事項 別紙のとおり（別紙（例）参照）

3. 累積違反点数 〇〇〇点

4. 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1.（1）が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
（※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。）

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることが出来ます。

また、この処分取消を求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分がなされたことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができま

なお、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

様式3-2 (基進緩和の認定の取消処分相当の警告書の例)

第 〇〇 号
(和曆) 〇 年 〇 月 〇 日

事業代表取締役	☐	☐	☐	☐	名	☐	☐	☐	☐	殿
---------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---

○○運輸局長○○○○

書
告
警

貴公が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和暦）〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう厳重に警告する。

なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」（（和暦）〇年〇月〇日付）
自技環第〇〇号）第6第1項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し
添える。

1. 保安基準緩和認定自動車
 (1) 自動車登録番号: 〇〇〇〇
 (2) 車名・型式: 〇〇・〇〇
 (3) 車台番号: 〇〇〇〇
 (4) 認定日・番号: (和暦) 〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

- ## 2. 違反事項

3. 累積違反点数 〇〇〇点

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消を求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分がなされたことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができず。

なお、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

様式3-2 (基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例)

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

[illegible]

〇〇運輸局長〇〇〇〇

警 告 書

貴公が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このようない行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう厳重に警告する。

なお、この警告書により「基準緩和自動車等の行政処分等要領」（平成〇〇年〇月〇日付け国自衛環境第〇〇号）第6第1項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。



1. 保安基準緩和認定自動車
(1) 自動車登録番号: ○○○○
(2) 車名・型式: ○○・○○
(3) 車台番号: ○○○○
(4) 認定日・番号: 平成○年○月○日・○第○○○○号

2. 違反事項
別紙のとおり (別紙 (例) 参照)

3. 累積違反点数 〇〇〇点

(日本産業規格A列4番)

別紙 (例)

別紙 (例)

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく
違反点数の算出

((和暦))〇年〇月〇日に行った調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号〇〇〇〇〇」に係る違反)

違反 番号	違反 事実	違反点数	適用
1	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)

※違反事実については、該当する事実すべてを記載すること

合計違反点数	行政処分等
(略)	(略)

(日本産業規格A列4番)

(例2) ※複数台の違反が確認された場合

別紙 (例)

1. 保安基準緩和認定自動車
①(1)自動車登録番号:〇〇〇〇
(2)車名・型式:〇〇・〇〇
(3)車台番号:〇〇〇〇
(4)認定日・番号:(和暦)〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号
②(1)自動車登録番号:〇〇〇〇
(2)車名・型式:〇〇・〇〇

(日本産業規格A列4番)

別紙 (例)

別紙 (例)

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく
違反点数の算出

(平成〇年〇月〇日に行った調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号〇〇〇〇〇」に係る違反)

違反 番号	違反 事実	違反点数	適用
1	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)

※違反事実については、該当する事実すべてを記載すること

合計違反点数	行政処分等
(略)	(略)

(日本産業規格A列4番)

(新設)

6. 聴聞の主催者の氏名及び職名 ○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長 7. その他 (1) 貴○は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。 (2) 貴○は、行政手続法の規定により、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 (3) 貴○に代わって代理人を出頭させるときは、あなたの代理人であることを証する書面(委任状)を持参して下さい。 (4) 聴聞の期日に補佐人とともに出頭することを希望するときは、聴聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴○との関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 (5) 聴聞の期日に上記(4)以外に出頭させたい者があるときは、聴聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 (6) 貴○は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。 (7) 聴聞に出頭される方は、身分を証するもの(身分証明書又は運転免許証等)及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。

(日本産業規格A列4番)

附則 (令和6年10月1日国自技環第81号)
(適用時期)

- この要領は、令和6年10月1日以降に実施する緩和監査から適用する。

6. 聴聞の主催者の氏名及び職名 ○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長 7. その他 (1) 貴○は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。 (2) 貴○は、行政手続法の規定により、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 (3) 貴○に代わって代理人を出頭させるときは、あなたの代理人であることを証する書面(委任状)を持参して下さい。 (4) 聴聞の期日に補佐人とともに出頭することを希望するときは、聴聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴○との関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 (5) 聴聞の期日に上記(4)以外に出頭させたい者があるときは、聴聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 (6) 貴○は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。 (7) 聴聞に出頭される方は、身分を証するもの(身分証明書又は運転免許証等)及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。

(日本産業規格A列4番)

(新設)